



自動車の運転者アイレンジ

JIS D 0021 : 1998

(2008 確認)

平成 10 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS D 0021-1984は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、改正されたJIS Z 8301 : 1996(規格票の様式)に従い、書式の変更を行った。

なお、この規格の改正に当たっては、ISO規格との整合を考慮し、ISO 4513 : 1978を基礎として用いた。

JIS D 0021には、次に示す附属書がある。

附属書A(参考) アイリップス開発の背景

附属書B(規定) アイリップス及びアイリップスロケーターライン

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 59.4.1 改正：平成 10.7.20

官報公示：平成 10.7.21

原案作成協力者：社団法人 自動車技術会

審議部会：日本工業標準調査会 自動車・航空部会（部長 佐藤 武）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

自動車の運転者アイレンジ

D 0021 : 1998

Eye range of drivers for automobiles

序文 この規格は、1978年に第1版として発行されたISO 4513, Road vehicles—Visibility—Method for establishment of eyellipses for driver's eye locationを元に、対応する部分については対応国際規格を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない適用範囲(多目的乗用車、トラック及びバスを追加)、規定項目(右ハンドル車に関する規定項目を追加等)を日本工業規格として追加した。

なお、側線又は点線の下線を施してある“箇所”は、対応国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、90, 95及び99パーセンタイルに相当する前方を直視した状態の運転者の目の位置とその設定方法について規定する。

2. 適用分野 この規格は、JIS D 0101に規定する乗用車、多目的乗用車、トラック及びバスに適用する。

3. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS D 0101 自動車の種類に関する用語

備考 ISO 3833, Road vehicles—Types—Terms and definitionsからの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS D 0102 自動車用語—自動車の寸法、質量、荷重及び性能

JIS D 0301 自動車室内寸法の測定方法

備考 ISO 4131, Road vehicles—Dimensional code for passenger carsからの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

ISO 6549, Road vehicles—Procedure for H-point determination

4. 定義 この規格に用いる主な用語の定義は、次による。

4.1 アイレンジ 運転者の目の位置の分布を統計的に表したもの。

4.2 アイリップス 運転者の右眼及び左眼のアイレンジを長円として側面図及び平面図に表したもの(附属書B図1参照)。

備考 アイリップス(eyellipse)は、眼(eye)と長円(ellipse)の合成語である。

4.3 アイリップスロケーターライン バックアングルが、5°から40°の範囲内にある場合の、水平調整可能な座席に対するアイリップスの側面図での位置を決めるための曲線(附属書B図2参照)。

4.4 視線 ある目標物に延ばされた直線、又はゼロY平面並びに地面に平行な直線に対しある決められた角度の直線で、アイリップス中心か左眼か右眼のアイリップス中心、若しくはアイリップス外周の接点から延びたもの。

4.5 三次元座標方式

4.5.1 ゼロY平面 自動車の縦中心面⁽¹⁾に一致する測定の基準とする鉛直面。

注⁽¹⁾ 直進姿勢にある自動車の左右車輪間の中心を通る鉛直面をいう(JIS D 0102参照)。